

議案第 4 6 号

清水町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町奨学金条例の一部を改正する条例

清水町奨学金条例（平成6年清水町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本町住民の子弟であって、」を削り、同項第2号中「学業成績が良好であって」を「向学心があり」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 経済的理由により奨学金を必要としていること。

第2条第1項に次の1号を加える。

（4） 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が町内に居住していること。

第4条を削る。

第5条第1項を次のように改める。

町長は前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第2号中「親又はこれに代わる者」を「奨学生の保護者」に改め、同条第8号中「第10条」を「第9条」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「2名以上の保証人をたてなければならない。」を「独立の生計を営み、次の各号に掲げる者をそれぞれ1名ずつ保証人としなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 奨学生の保護者

（2） 奨学生及び保護者以外の者

第9条第2項を次のように改める。

2 保証人は、奨学金の償還について、奨学生と連帯してその義務を負うものとする。

第9条第3項を削り、同条を第8条とする。

第10条第1項中「毎学年末の学業成績証明書」を「毎年度在学証明書」に改め、同条を第9条とする。

第11条第2項中「次の各号」を「第7条各号（第7号を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第2項中「奨学生が卒業又は修業し、本町の振興と発展のために町長が特に必要と認めた職種に引き続き一定年以上従事し、その後も従事する意志のあるときは」を「奨学生が卒業又は修業後、本町の住民として一定年以上就業し、その後も本町に居住し就業を継続する意志のあるときは」に改め、同条を第12条とし、第14条を

第13条とする。

別表中「（第6条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正）
- 2 非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表1中「奨学生審査委員会」を削る。